

建設業における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和2年5月14日 (令和3年5月12日改訂版))

1. はじめに

建設業は、社会资本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があります。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）」¹（以下、「対処方針」）において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられています。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るためには不可欠なサービスを提供する關係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらとの事業継続のために必要な工事に継続することが求められるものと考えられます。今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、事業者の建設現場やオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場（現場事務所含む）をいう。）において、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行いう際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「詳しいべき具体的な対策」等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくことが必要である。

また、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態措置・まん延防止等重点措置下はもとより、これら以外においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により企業

¹ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(https://corona.ecojipnews/news_20200411_53.html)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/0000121481_semonkakai.html)

の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の意見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の意見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、建設現場の立地地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員等それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持つて、建設現場やオフィス等の実態に即した対策に取り組むことが必要である。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての従業員等に伝えるとともに、従業員等も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がける。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体温管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施する。

特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

- (1) 感染予防対策の体制
 - ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守することとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
 - ・ 国・地方自治体・建設業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を持続的・効率的に収集する。

- (2) 健康確保
 - ・ 従業員や作業員（元請・下請問わず。一人親方を含む。以下同じ。）に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有

無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなつた従業員・作業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

発熱等の症状により自宅で療養することとなつた従業員・作業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行つう際に、学会の指針等を参考する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

従業員・作業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

(3) 建設現場

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、既定の感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底とども、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密閉空間における作業員ととの距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。

また、これまでも建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、国土交通省においては、関係団体の協力を得て、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を、別添2のとおりまとめているので、これを参考に、個々の建設現場の状況に応じた「三つの密」の回避等の徹底に努めるものとする。

(i) 建設現場における対応

従業員や作業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなつた従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。「(2) 再掲」

① 本渡航医療学会・日本感染制御学会公認「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等
(https://www.saneint.jp/infectcontrol/contents/416/COVID-19guide_215toukai.pdf)

現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。

現場状況等を勘案しつつ、消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。

現場でのマスクの着用や手洗いを励行する。
※フェイスシールド・マスクはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。
※熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時には、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、P7に記載した「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業員ととの距離を保つ限り2メートルを最大に一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。

事業所内に感染防止対策を示したボスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。

□朝礼・KY活動における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入り手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催
- 現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例
- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気

② 内閣府「感染の再拡大防止特設サイト」
(<https://corona.go.jp/proposal>)

- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等
- 内装工事等、室内の現場における取組等
- 現場事務所等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狹い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
- 室内には換気装置を設定し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
- 作業用エレベーターは3密回避のための使用のルール化

ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・い等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てるゴム手袋等を着用する。

※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は2-ブロノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液、もしくは過酸化塩素濃度25ppm (25mg/L) の塙堿水溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

※(60%)のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は2-ブロノール）(70%)が手に入らない場合は、エタノール（60%台）による清拭も許容される。

※有効塩素濃度0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに擦らした状態での拭き掃除は有効とされている。

※有機物が多く存在する環境下では、「塙堿水（次亜塩素酸水 25ppm (25mg/L)）」の有効性が確認されている。

- ※家庭用洗剤等も有効性が確認されている。
 - ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・環境省と厚生労働省が示している「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」等（別紙1～3）⁶を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日ににおいては、別添2-2を参考とし、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。
 - ・なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート」（以下「アラート」という。）が実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。
- 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例
 - 冷感素材等を用いたマスクの活用
 - マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等）
 - 現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す（屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等）
 - 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
 - ドライミスト発生装置の設置
 - 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
 - テント付きの屋外休憩所の設置
 - 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用
 - マウスシールドやエイスシールドの活用
 - ※マウスシールド、フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。

⁶ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」
(https://www.wbgtenvgo.jp/pdf/00000396_ka0en.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新しい生活様式」における熱中症予防～」
(https://www.mlit.go.jp/seisaku/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_000001.html)

7 気象庁「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(https://www.mpa.go.jp/ma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

(五) 建設現場への移動・立ち入り
現場の状況に応じ、作業員を複数所に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に暫地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。
不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、建設現場やオフィス内の感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
不要不急の現場見学会は控える。

- 現場作業や移動時の取組事例
- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等

(五) 作業員宿舎における対応
宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。
1 部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
手洗い時のタオルを撇去し、ペーパータオルを活用する。
宿舎内においても、マスク着用を励行する。
定期的に換気を実施する。
不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
食堂等において、対面で座ることがないよう机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
机と机の間に衛生的な仕切りを設置する。

(五) 入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

- (iv) 休憩・休息スペース
共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り 2 メートルを用安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休息スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
特に屋内休憩スペースについては、常時換気※を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
※熱中症対策の観点から、気温・湿度が低い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。
※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を日安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を日安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により 1,000ppm 以下（機械換気の場合、窓開け換気の場合は日安）を維持する。
食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り 2 メートルを対面で距離を確保するよう努める。
施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの場合が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。
- 食事・休憩時における取組事例
- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行※
 - 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
 - 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
 - 簡易なパーテイション（アクリル板等）による密接の防止
 - 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等
- ※熱中症対策の観点から、気温・湿度が低い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う。
- ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を日安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以下を日安）を行いうども、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気ににより 1,000ppm 以下（機械換気の場合、窓開け換気の場合は日安）を維持する。

- (v) トイレ
便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
トイレに蓋がある場合、蓋を開けてから汚物を流すよう表示する。
ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーバータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参もらう。

(vi) 入札契約に関する対応
公共工事については、対処方針で示された工事の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申し出があった場合には、受注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととされており、この取り扱いは民間発注者団体にも参考送付されている。

建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を通じては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じるよう十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に関する具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国管技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により、総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応心

- ・感染拡大防止対策に係る費用など、設計変更の対象とする経費等を入れる
- ・公告時に明示し、適切に設計変更
- ・検査時の書類の簡素化や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の試行などの取組を講じるよう、全国の地方整備局等に対して通知されるとともに、地方公共団体に対しても周知が行われたところである。

(v) 当該通知の趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策に必要な設計変更について適切な対応を行う。
発注者との協議を行なうなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。

厚生労働省より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチエックリスト(別紙4)」(「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について(令和2年11月27日基発1127第1号)」)が労使団体の長宛てに通知されているので、建設現場の状況に応じて適宜活用されたい。

(4) オフィス等における勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを自安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない会面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する）。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。※なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う
- ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や寒暖がトがらない輸出（18°C以上を自安）での常時窓開け）や適度な保溫（湿度40%以上を自安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合、窓開け換気の場合は自安）を維持する
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。

外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
会議やイベントはオンラインで行うことを検討する。
株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者の会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないよう工夫する。
対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人數とし、マスクを着用する。
採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
テレワークを行なうには、厚生労働省のガイドライン等を参考し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
オフィス内に感染防止対策を示したボスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

- (5) 通勤
テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や休憩時間を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

- (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い
従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活合が行動要領を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント（別紙5）」⁸（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年4月22日））や「新しい生活様式」の実践例（別紙6）⁹（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和2年5月4日（令和2年6月19日一部変更）））を活用等の取組を行う。

外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
会議やイベントはオンラインで行うことを検討する。
株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者の会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないよう工夫する。
対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人數とし、マスクを着用する。
採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
テレワークを行なうには、厚生労働省のガイドライン等を参考し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
オフィス内に感染防止対策を示したボスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
会議やイベントはオンラインで行うことを検討する。
株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者の会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないよう工夫する。
対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人數とし、マスクを着用する。
採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
テレワークを行なうには、厚生労働省のガイドライン等を参考し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

⁸ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/kunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/kunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国情報を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- 感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛け（別紙 25）。
- 取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（7）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

- 従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- 感染者の個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う¹²。
- 建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知があつた従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

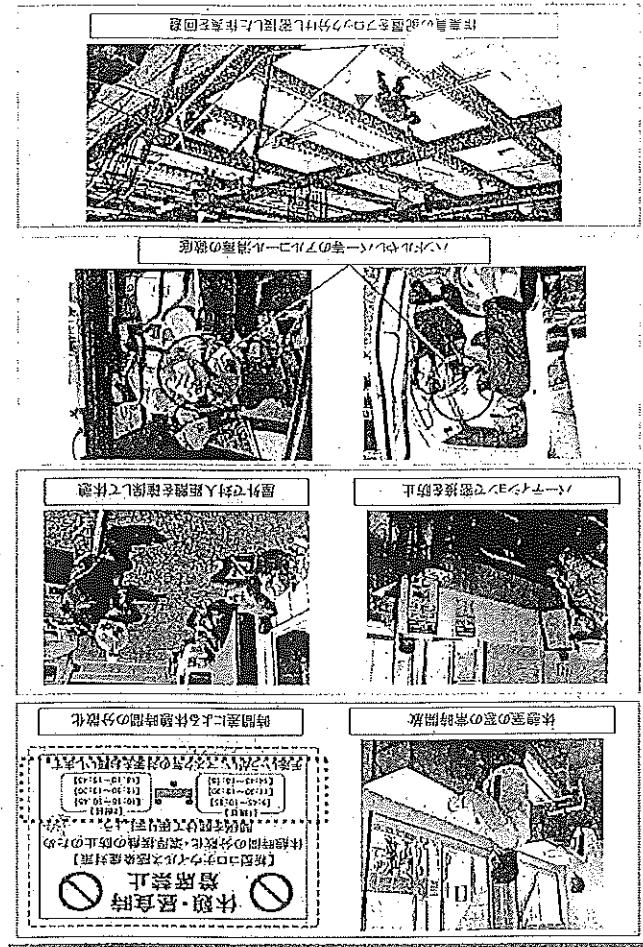
- 保健所等、医療機関およびビル賃主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）（別紙 26）」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。（別紙 27）」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例（別紙 28）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和 2 年 11 月 27 日基発 1127 第 1 号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

（8）その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- （以上）

¹² 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact Confirming Application」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/ninsuisetuhyou/eccoa_00138.html)
（以下にて）
（以下にて）
（以下にて）
（以下にて）

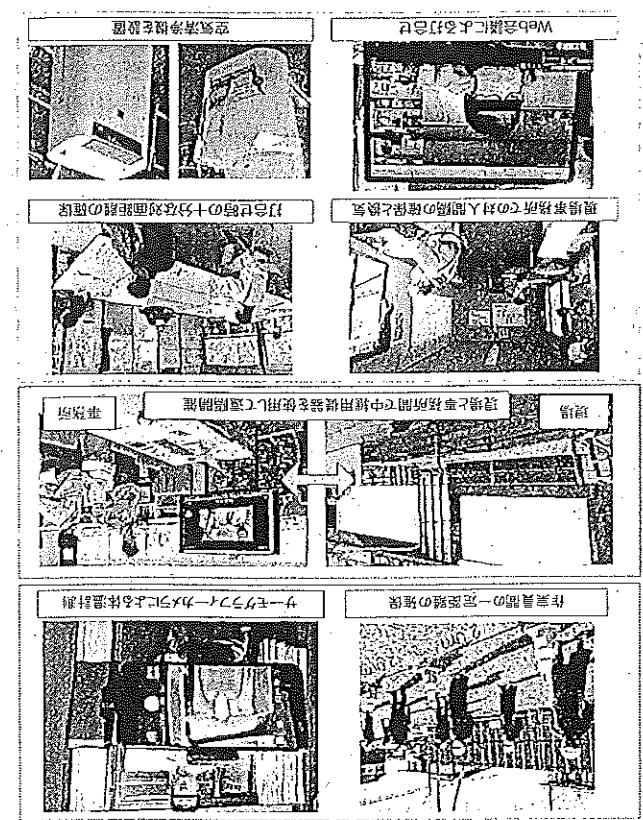


- 密室・密閉空間での操作等の機器・装置の使用の順序
(室内作業の実操練、内装工事など)
- 重機や車両等の操作前の準備等の徹底
(ハンドル操作の一歩を用意する、車両運転時にハンドルを握る用意等)
- 訓練で自己の直感直感の拡張
(頭脳で認識する行動の重複を抑える、直感行動の頻度と一定の認識限界)
- 車両の移動時回転・相乗りを避けて回転方向の認識の回避
(車両の移動時回転の回乗・相乗りを避ける回転方向の認識)
- 作業員の配置の口火で分り切る空間操作の回避
(作業員の配置による空間操作の回避)

機器・作業用多目的車の利用実例

- 手洗い場の手洗いの徹底 (アーバン化の利用等)
- 構造物/アーストライバー(アーバン化の防止)
- 重機車体構築等の一走りに対する距離の確保
(構造物に近づく際は必要十分な安全距離の確保、機械の構造限界の周辺)
- 車中における食事・休憩の順序、休憩時間の分散化
(車中における食事・休憩の順序、休憩時間の分散化)
- 休憩室等の窓・戸等の常時開放状態の初期の取扱いの順序
(休憩室等の窓・戸等の常時開放状態の初期の取扱い)

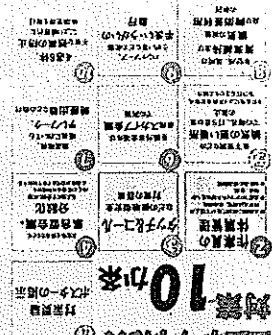
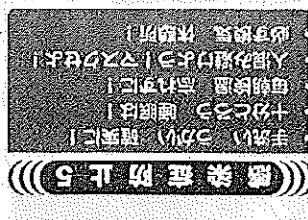
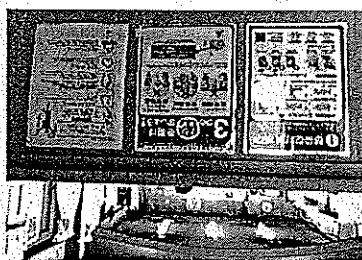
食事・休憩用具の取り扱い実例



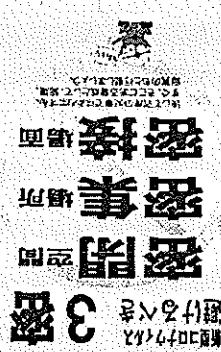
- 機器事務所等での空気清浄機の使用
(機器事務所等での空気清浄機の使用)
- 時間差による分散化、打合せ時間の短縮・人数の縮小
(時間差による分散化、打合せ時間の短縮)
- 对面式打ち合せを行った場合に十分な对面距離を確保
(対面式打ち合せを行った場合に十分な对面距離を確保)
- Web (TV)会議による一歩・電話による対面の打ち合せの削減
(Web (TV)会議による一歩・電話による対面の打ち合せの削減)
- 事務作業時の人間隔の確保や窓等の開放による換気
(事務作業時の人間隔の確保や窓等の開放による換気)

- すべて適度に一歩等の利用による見隔・事務所間の見隔距離等
(すべて適度に一歩等の利用による見隔・事務所間の見隔距離等)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
(朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等))
- すべての入手法団結確認会の指掌の呼吸の音階
(すべての入手法団結確認会の指掌の呼吸の音階)
- 飲食料等の接觸在手と活動の省略
(飲食料等の接觸在手と活動の省略)
- 伝達事項等における専門知識等の確認の効率化
(伝達事項等における専門知識等の確認の効率化)
- 他人間隔力確保困難な場合の朝礼の参加人数の縮小等
(他人間隔力確保困難な場合の朝礼の参加人数の縮小等)
- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業間の一定距離の確保 (2m程度))
(朝礼時の配列間隔の確保 (作業間の一定距離の確保 (2m程度)))

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」(令和3年5月7日発表)
現行針・会議室をはじめ、石鹼による手洗い動作、体温測定等による健康監視作業・打合せ時の人手着用等、政府の対応資源の使用功力、石鹼による手洗い動作、体温測定等による健康監視作業・打合せ時の人手着用等、政府の対応



10	壁面に付けてある 工具の位置を記入する
9	工具の位置を記入する
8	不要な工具を除く
7	修正用替刀を机面に
6	床面に付けて工具を記入する
5	壁面に付けて工具を記入する
4	床面に付けて工具を記入する
3	工具を机面に付けて工具を記入する
2	工具を机面に付けて工具を記入する
1	工具を机面に付けて工具を記入する
【工具類表示箇所】	



○現場で事務所に近づいたり机上で一口口、看板を設置し、「三〇密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

木工士の木工工具一覧口、看板表示を意識向上

建設現場「三〇密」回避等に向けた取組事例④

使用工具一覧の使用の一例(左)(実験1~3名程度の際は、木工作業)

EVの操作装置の消音効果

工具の出し入れ(左)と3密の回避のための
器具管理の内装仕上げの確認・是正(右)

階級表示による消音効果(左)
(定員制限の木工作業場にて、周辺の木工作業、乗務員の音響評価)

工具類表示箇所(左)と工具の回避(右)
室内に付換気装置を設置し、換気を実施

工具の共有、相互協力可能(左)
(木工作業場にて、周辺の木工作業、乗務員の音響評価)

大部屋での作業(左)と工具の回避(右)
工具類表示箇所(左)と工具の回避(右)
工具類表示箇所(左)と工具の回避(右)

工具類表示箇所(左)と工具の回避(右)
(木工作業場にて、周辺の木工作業、乗務員の音響評価)

工具(左)と回避表示(右)
工具(左)と回避表示(右)

工具(左)と回避表示(右)
(木工作業場にて、周辺の木工作業、乗務員の音響評価)

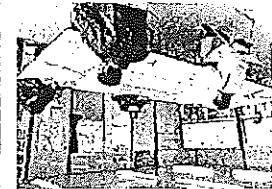
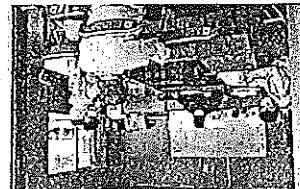
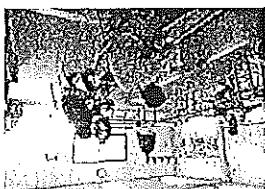
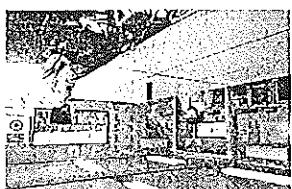
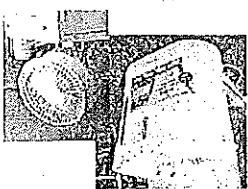
工具(左)と回避表示(右)
工具(左)と回避表示(右)

工具(左)と回避表示(右)
(木工作業場にて、周辺の木工作業、乗務員の音響評価)

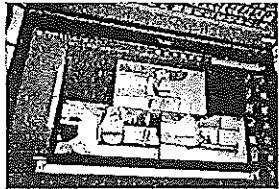
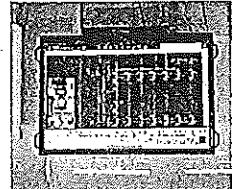
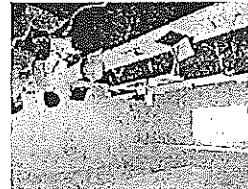
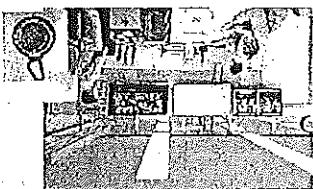
建設現場「三〇密」回避等に向けた取組事例⑤

○その他
・毎日工事打合せ会議 V-CUBE 67
・遠洋青島の工事現場打合せ会議 Zoom 会議室
・立会い必要
・面接会議

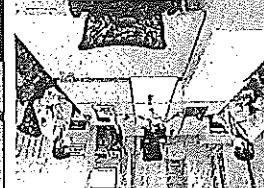
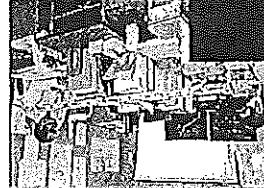
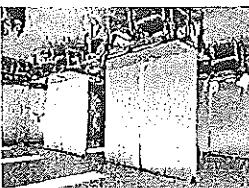
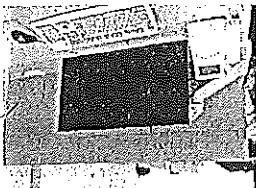
効率的打合せ等を行なうには心得として、人數を縮小し、効率的な会議環境を確保するため



Web(TV)会議ツール・電話会議用ツール、効率的打合せ等を行う際に便利

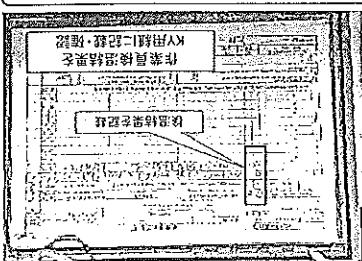


現場事務所での事務作業時技術員人間関係を確保。緊密なコミュニケーション機能を有効活用

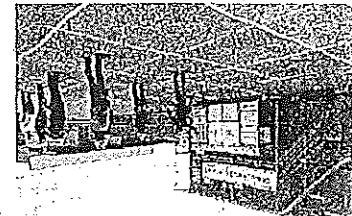
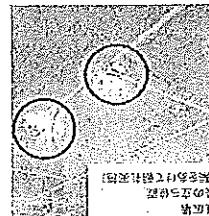
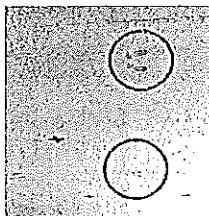
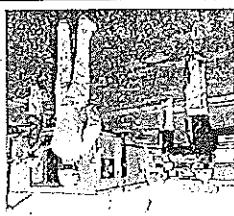


【建設現場『三つ巴』の回避等】現場事務所等での業務・打ち合わせ等の取組・工夫の例

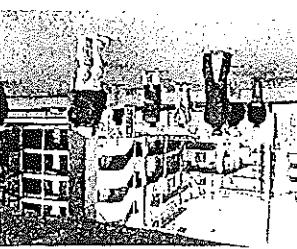
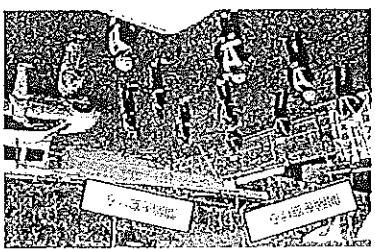
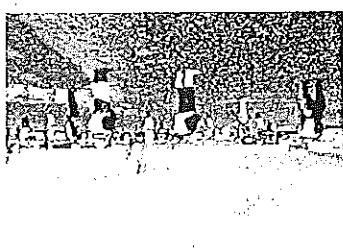
毎日の体温計測と体温測定を実施。密閉式防護衣と手袋を制定



朝礼の分散化・少人数化



朝礼の整列時工作業員間の距離を十分に確保、参加者休憩等の必要人数以上を以て限定



朝礼・KY活動化に対する取組・工夫の例

【建設現場『三つ巴』の回避等】

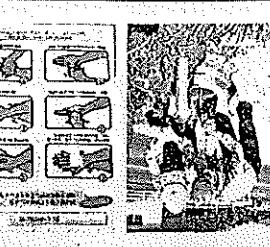
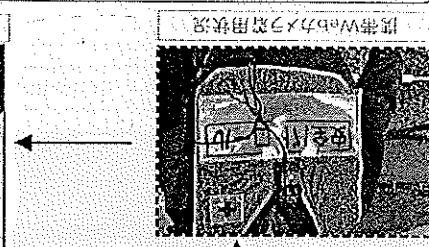
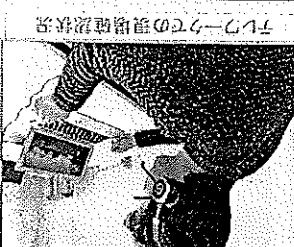
作業場所での手洗い、刷り下

作業時の大さな着用

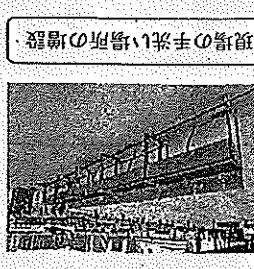
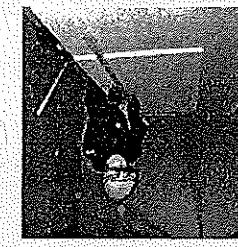
工具、

工具

工具、工具の担当者、自宅EPC等の確認、指示、注意事項の記載箇所



機器Web力Xで機器を操作
機器状況が表示される

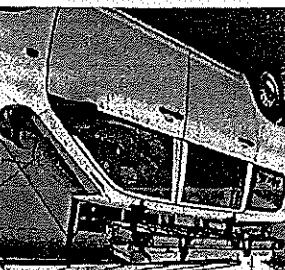
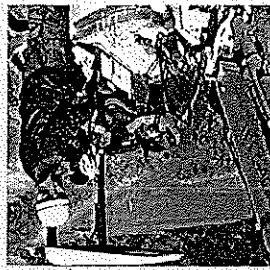


作業時手洗いと離脱を確保

作業場所は定期的に換気する

重ねの手袋は工具の清潔

個人交替で回収を整えて



【建設現場『3Cの密』の回避策】 現場作業物移動時の取組・工夫の例

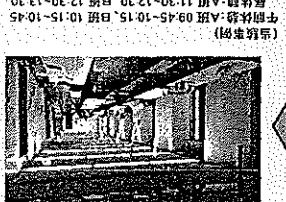
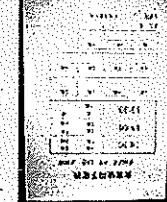
○手の他の削減法・手洗い中の手洗い、宿泊施設の食事で空港にて手洗い、食堂で取引先の方との握手等、手洗いの大半が使用

手洗い場所での器具の貸出

人數を用意するため器具配備を変更、

器具貸出の貸出者

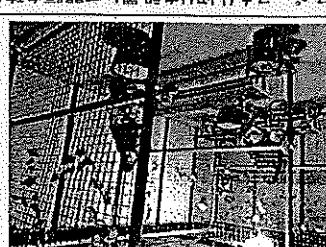
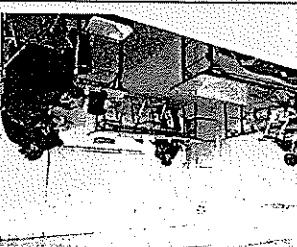
手洗い場所での器具の貸出
(当該手洗い場所 A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
午前休憩 A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
午後休憩 A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45)



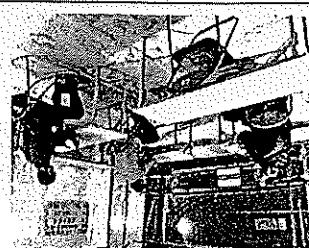
器具貸出扶助の利用

才一才工中の器具貸出

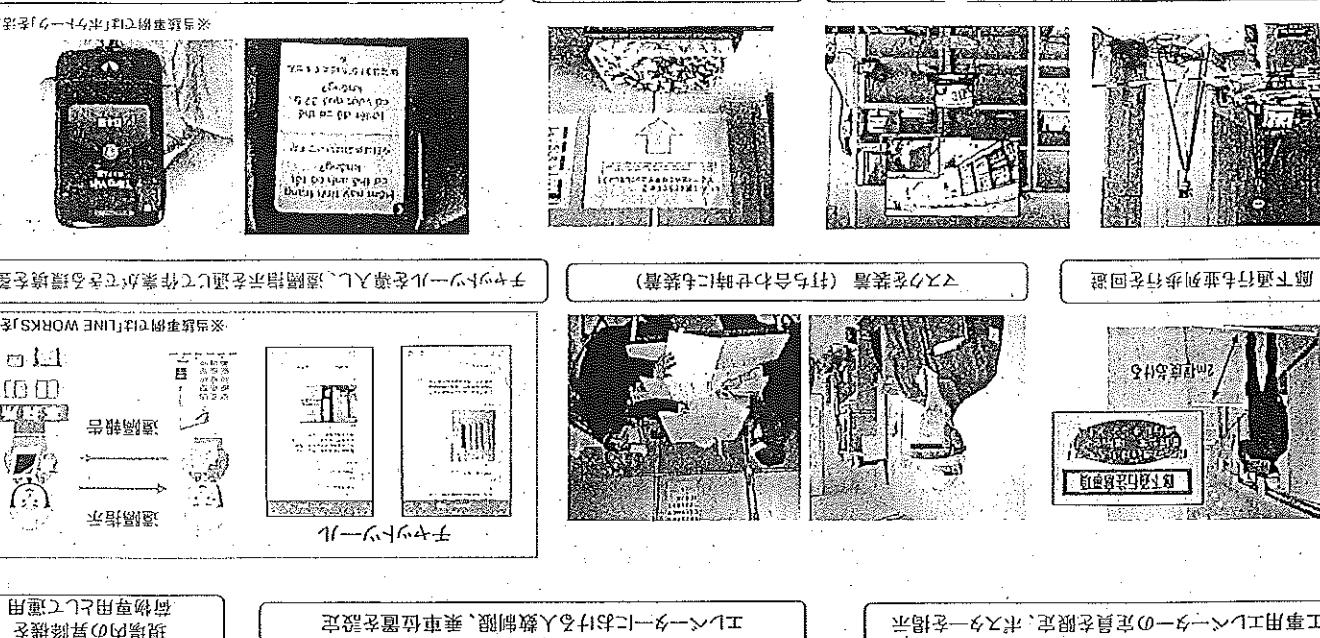
器具貸出扶助の利用



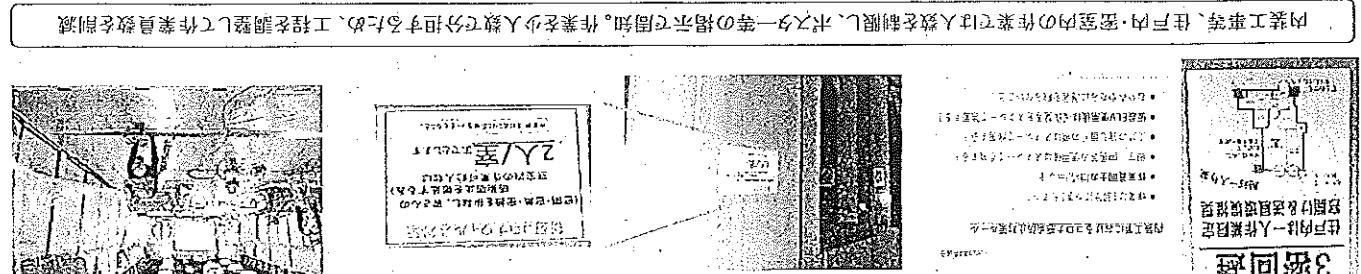
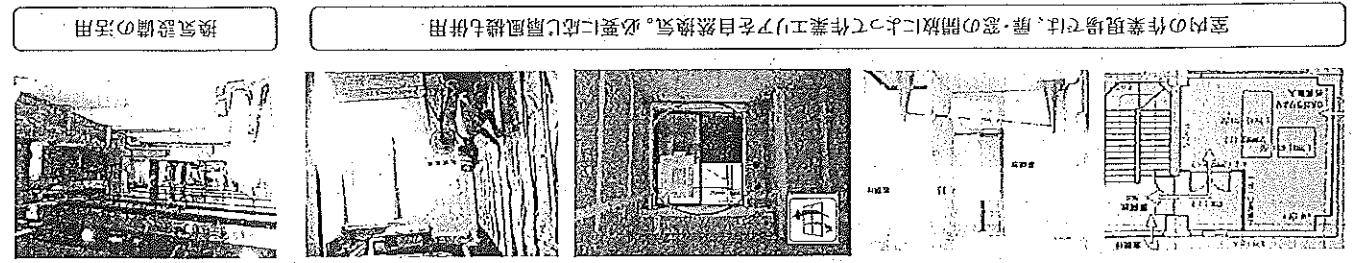
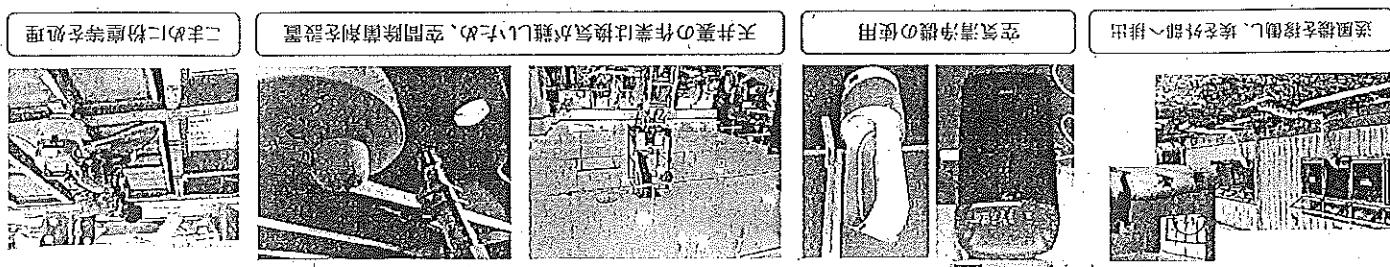
休憩所や喫煙所付近で大人数での使用を避け、休憩や喫煙時間は各自で時間を使得。床席の配置を工夫し、密接な座り方を避ける



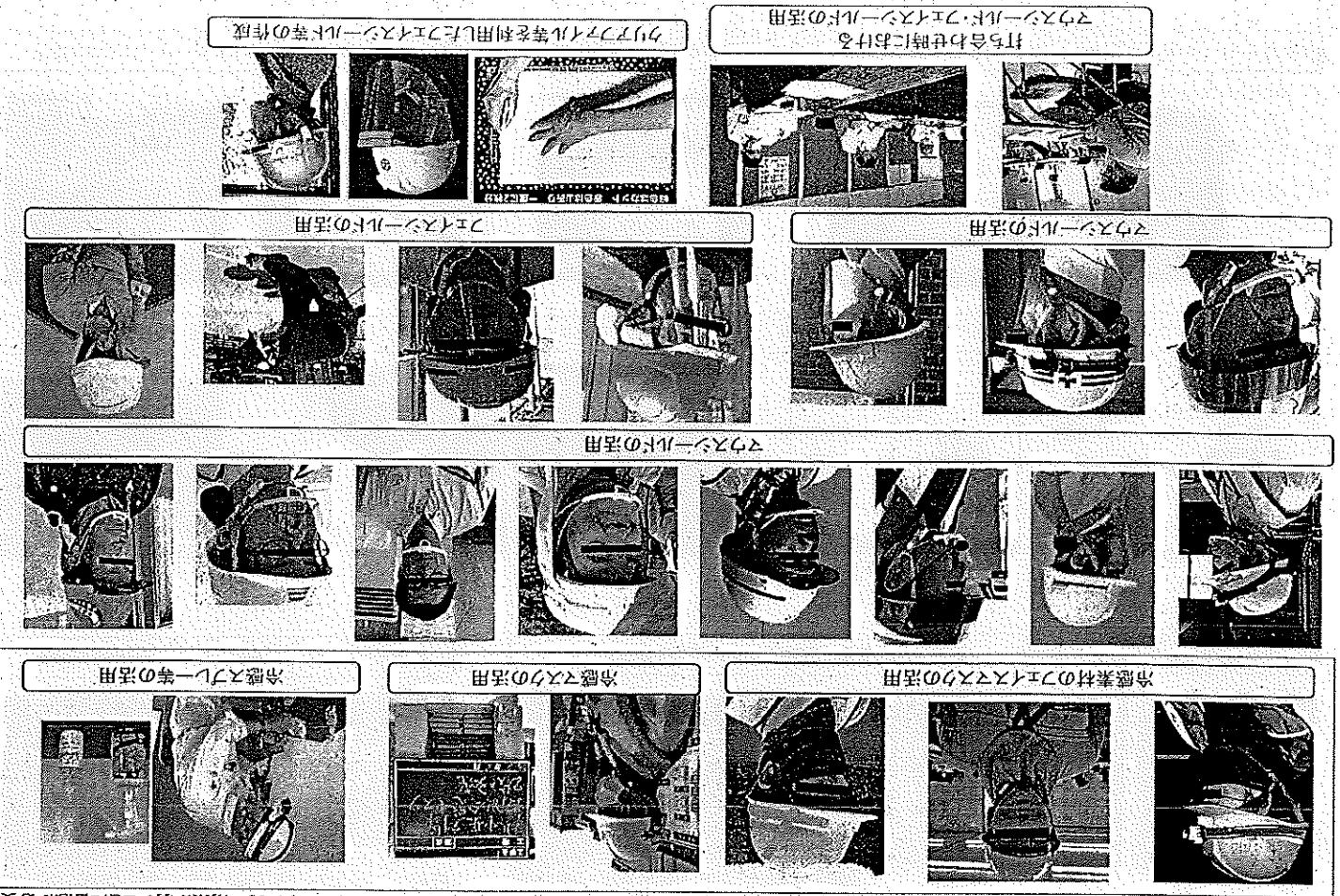
【建設現場『3Cの密』の回避策】 対策・休憩時間における取組・工夫の例



【建設現場『三Cの器』の回避等】



【内装工事等における取組・工夫の例】



※これらは、労働者一人当たりの労働時間と効率化による労働時間削減効果。

【建設現場 新規開拓における労働者と機械の組合せの取組事例①】



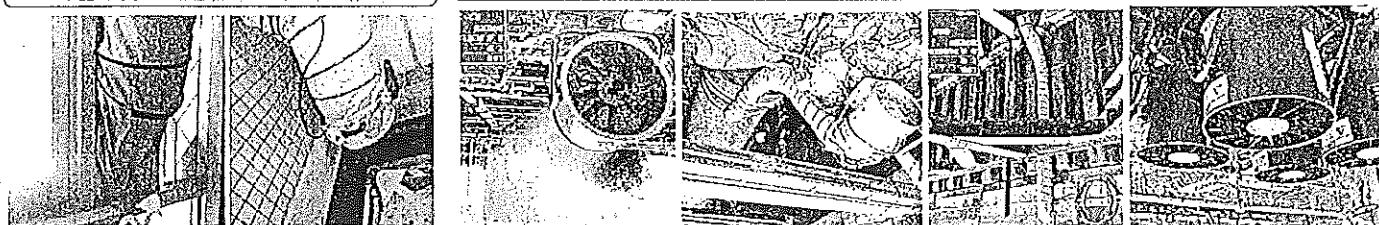
建設現場における労働者の組合せの取組事例②

新規開拓における労働者と機械の組合せの取組事例②

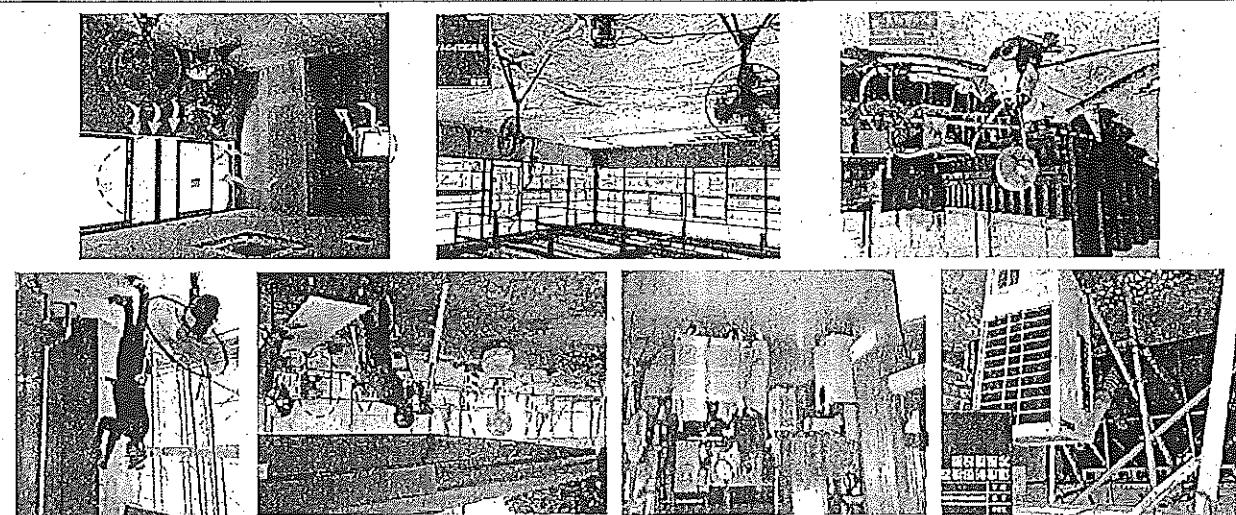
送風機(ヒートポンプ機器)

ホース等の工具、工具等の使用

工具(ハサミ等)、工具等の使用



工具等の活用

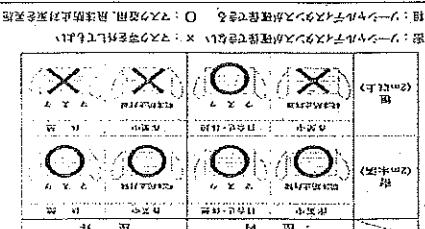
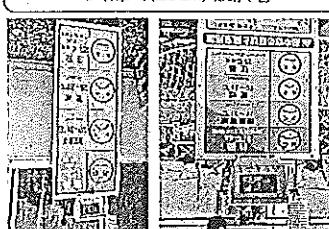


【建設現場 新型ロボット対策における施工品質の確保等】現場作業における取組事例

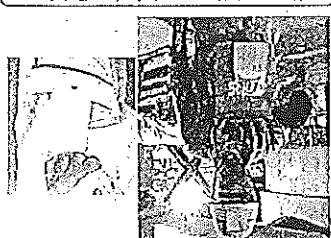
スマート作業機器による品質管理実験

密接作業回避による品質管理

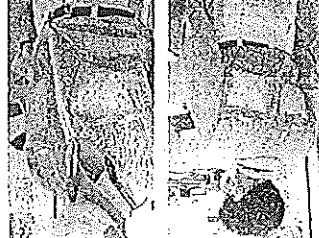
品質指標(WBGT)による評定



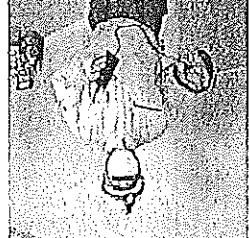
機器による品質管理の活用



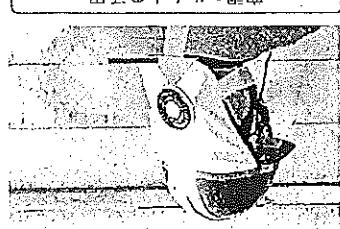
機器による品質管理の活用



品質管理の活用



空調による品質の活用

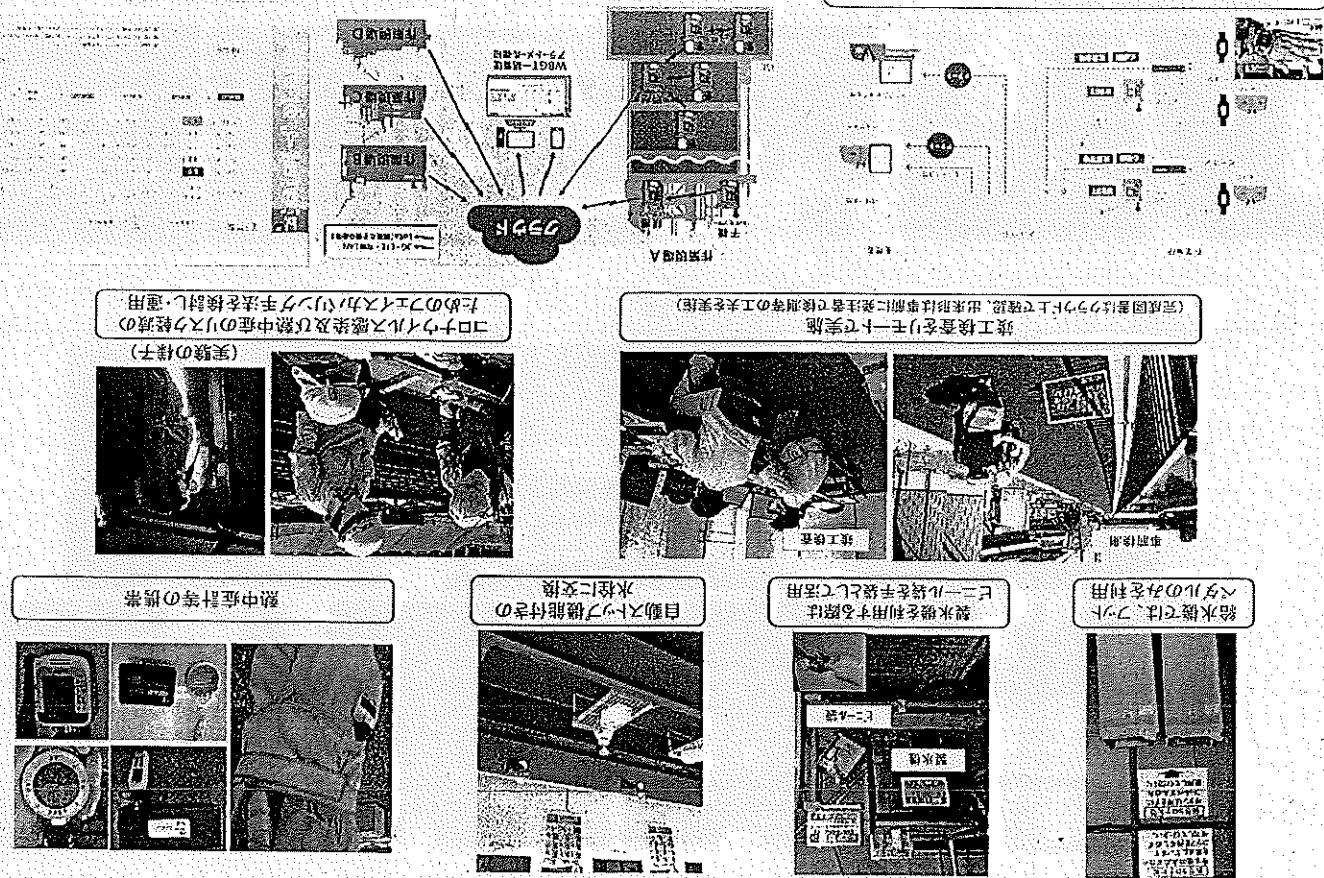


空調機器付属の作業服を活用



【建設現場 新型ロボット対策における施工品質の確保等】工具の適切な活用

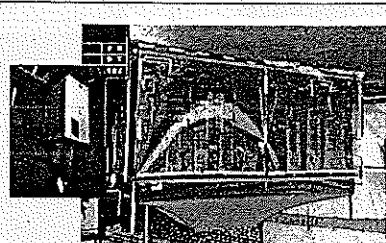
図15. 機械の周囲を一定時間毎に巡回するWBGTセンサのWBGT値を測定するWBGTセンサ



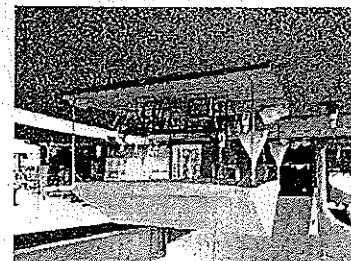
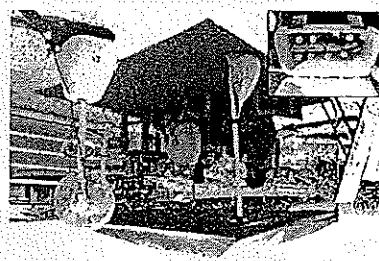
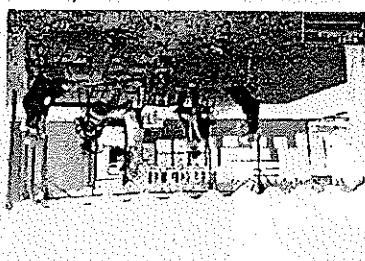
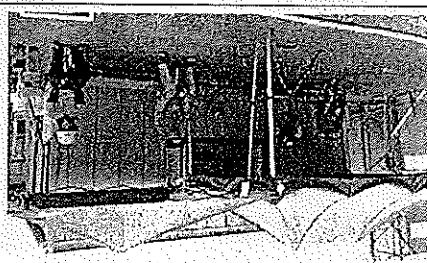
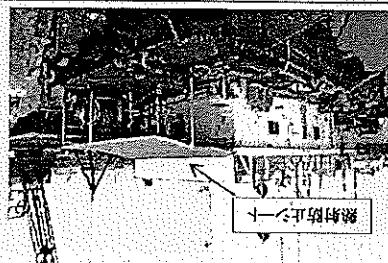
その他熱中症対策等を回収するための取組・工夫の例

休憩所の壁面一部撤去、通気性充満

アスレチック運動場内木造椅子一式、木製ベンチ等生装置等充設量



屋外工事用作業服等、休憩所内木造椅子回収用C3、熱中症対応止



【建設現場・新規工事対策における熱中症対策】休憩所の壁面冷却機等

令和2年度の熱中症予防行動

別紙1

令和2年度の熱中症予防行動

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

① 3密（密集、密接、密閉）を避けましょう

・工場や店舗を利用する時、部屋の温度を調整
・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を
確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
・暑い日や時間帯は無理をしない
・涼しい服器にする
・急に暑くなつた時は特に注意する

② 空気の流れを作りましょう

・日頃から体温測定、健康チェック
・体温が悪いと感じた時は、無理せず
自宅で静養

③ 熱さに耐えきれないときはしましょう

・気温・湿度の高い中のマスク着用は要注意
・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保する場合には、マスクをはずす
・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、通常マスクをはずして休憩をする

・新型コロナウイルス感染症を予防するためにには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
・日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
・3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

1 趣旨

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について
～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

1 令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行なながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けようしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上の熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に累積されているわけではありませんが、特に心掛けたいべき行動について取りまとめています。

2 热中症予防行動の留意点

- (1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
 - 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。そのため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
 - ※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いことが明らか、お住まいの自治体の情報を従いましょう。
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためにには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



(2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

- 暑さを避けましょう。
 - ・ 室内の温度・湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
 - ・ 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や待機時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう（WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>）。
 - ・ 涼しい服装を中心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
 - ・ 少しだけでも体調を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなつた日や、久しぶりに暑い日に暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）。

(3) こまめに水分補給をしましょう。

- のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう（一般的に、食事以外に1日当たり1.2Lの水分の摂取が目安とされています。）。
- ・ 激しい運動、作業を行つたとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。

(4) 暑さに備えた体作りをしましょう。

- 暑くなり始めの時期から適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度）を中心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）（※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。）。
- ※特に、熱中症になりやすい高齢者・子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります。周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

(2) 热中症予防×コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に！

- 【新しい生活様式】とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実践や④咳嗽・密閉・密接の避免をする等を取り入れた日常生活のこと。

【主】マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを重ねると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないと汗が止まらないなど、体温調節がしづらくなっています。
暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク・換気などの「新しい生活様式」を両立させよう。

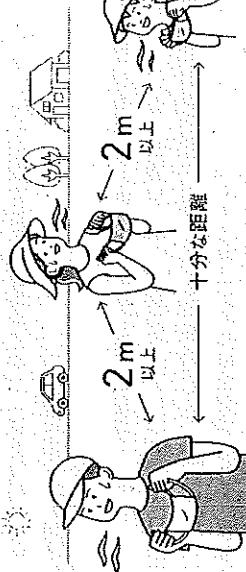
**マスクをはずします**

屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

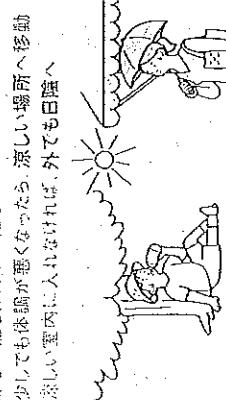
離れている時

**マスク着用時は**

新しい運動は避けましょう
のどが渇いていても、
こまめに水分補給をしましょう
熱中症に注意しましょう



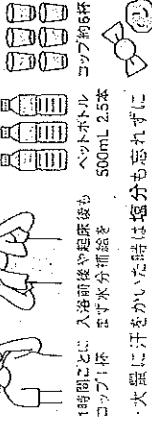
のどが痛いていても とにかく水分補給をしましよう



涼しい服装、日傘や帽子。
少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
涼しい室内に入れないければ、外でも日陰へ



1日あたり
1.2㍑(4杯)を自宅に



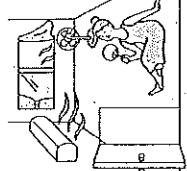
1時間ごとに、入浴前後や起床後も
コップ1杯　ます水分補給を
500ml×2本

・大量に汗をかいた時は水分も忘れずに

アコニン使用中も 水分補給をしましよう

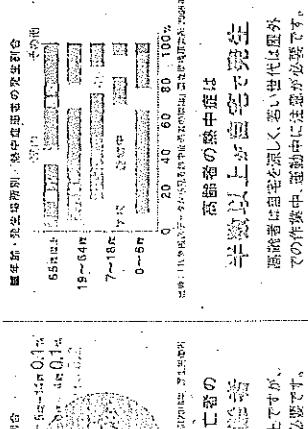
アコニンを使う必要はありません。

一連動作を怠るだけ、室内の空気を
換気させて、涼気は行つていません。
窓ドアなど2か所を開ける



換気後はエアコンの温度を
これまでに再設定

熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の割合
年齢による死亡者の割合
高齢者による死亡者の割合
約半数が80歳以上ですが、
若い世代は注意が必要です。
また、室内に拘泥していません。
しかし、子ども、祖父母の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によつては対応できぬものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐでできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査確認いただき、改善に協力ください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1 感染予防のための体制	はい／いいえ
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい／いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい／いいえ
・会社の取締やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい／いいえ
・労働者が感染予防の行動を取りながら、労働者全員に教育している。	はい／いいえ
・安全衛生委員会・衛生委員会等の効率が渠まる器において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい／いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「の場面」や新しい生活様式の実践例について、労働者全員に周知を行つている。	はい／いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい／いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	はい／いいえ
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	はい／いいえ
・人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい／いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けている。	はい／いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、座状がなくともマスクの着用を求める。	はい／いいえ
※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい／いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい／いいえ
・その他()	はい／いいえ
(2) 3つの密の回避等の徹底	はい／いいえ
・3つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい／いいえ
・その他()	はい／いいえ

項目	目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を進めている。 ・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ	はい・いいえ
・体調不良時には正面に申告しやすい緊急気を取るし、体調不良の訴えがあれば勤務させないことを正面に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。 ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・テレワークやローテーション勤務を取り入れている。 ・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。 ・オフィスの人口密度を抑えた「オフィスはひろひろと」を取り入れている。 ・会議はオンラインを取り入れている。 ・名刺交換はオンラインを取り入れている。 ・対面での打合せは換気とマスクを取り入れている。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国・地方自治体や一般社団法人日本歯科医学会や公益社団法人日本薬剤師学生会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報報を収集している。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な施策		
(1) 基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行動等を行わないようにしている。 ・上記「3つの密」が重ななくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
・施設の建物が換気設備(機械換気設備)の場合、運営物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18°C以上に維持することが望ましいこと)。 ・施設の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」により、居室の温度が18°C以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAFilter付き空気清浄機の適切な活用を含む。)。 ・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
・施設に応じて可能な範囲で出勤を抑制するよう努めている。 ・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。 ・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けようとしている。 ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。 ・接客業等において、人と人が近距離で対面することができる場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮断するようとしている。 ・職器外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。 ・その他()	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
・物品・機器等(例：電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについて、複数人の共用ができる限り回避している。共用する場合には洗拭用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。 ・自由に荷物場所を選んで仕事を行いうリードレスを購入する場合には、使用前後の消毒・充分な座席間隔の確保・利用料金の記録等を実施することとしている。 ・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品・機器・治具・工具等について、これまでにアルコール(容量 %で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を認める商品を空間噴霧して使用することは、眼・皮膚への付着や吸入による選択影響のおそれがあることから推奨されていません。 ・その他()	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずで距離をなるべく保持するようにしている。 ・外来者・顧客・取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようとしている。 ・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、1.5分以内に留めるようにしている。 ・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で会話を遮る場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声版付きのマスク採用が望ましい。 ・その他()	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(6) 共用トイレの消掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、揮散消毒を行なうこととしている。(便器内は通常の消毒でよい) ・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液で手袋を用いて噴拭消毒する。 ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の消毒でよい) ・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。 ・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。 ・その他()	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を測らし、対面での食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ	はい・いいえ

項目	確認	項目	確認
・休憩スペースは常に換気することに努めている。	はい・いいえ	・職場の消毒等が必要になつた場合の対応について事前に検討を行つてある。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(チーフル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ	・その他()	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ	(3) その他の対応	
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、屋外みそ等の休憩時間に间隔を保たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「隔離患者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、マスクやゴムなどの共用を使つていている。	はい・いいえ	・事業場内の診療・医療施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることにより、医療予防体制(受診者のマスク着用、待ち合いや動線を分け、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後は十分乾かしてから喫煙するよう指導し、金話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ	・その他()	はい・いいえ
・その他の共享の施設について、密閉、密集、密接などないように利用方法について検討している。	はい・いいえ	6 热中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認して下さい。)	
・その他()	はい・いいえ	・身体からの発熱を握り切るために、作業の身体負荷を軽らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		・どの湯を感じなくなることもあり、そのどの湯を感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・湯水、唾液などが付いたゴミ(飲食後の紙コップ、ピッキン、缶、ペットボトルなど)を含むのは、ビニール袋に入れて密閉して密閉することとしている。	はい・いいえ	※マスクで口が覆われることにより、どの湯を感じにくくなることは、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをしてしている。	はい・いいえ	※ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。	
・その他()	はい・いいえ		
4 配慮が必要な労働者への対応等		R2.11.27版	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ		
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性的呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者に対する労働者に対する労働者や感染症のための就業上の配慮(レバウクや時季出勤等)を行っている。	はい・いいえ		
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は保健師からの指導等に基づき、妊娠期間は休業をうなづけた場合、産科医との意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をうなづけ)を行っている。	はい・いいえ		
・テレワークを行う場合は業務プロバイエートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特徴を理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が頭を悩ましいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ		
・その他()	はい・いいえ		
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出了した場合等の対応			
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化			
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判断しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
(2) 陽性者等が出た場合の対応			
・新型コロナウイルスに陽性であると判断した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
・新型コロナウイルスに陽性であると判断した第三者との濃厚接触があり、保健所から自己隔離等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ		
・新型コロナウイルスに陽性であると判断される部長(担当者)を取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを知している。また、こうした情報を取り扱う部長(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ		
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか	はい・いいえ		
・ルール化し、全員に周知している。			

別紙4-2

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る職場における集団感染が発生したと考えられる事例の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介します。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の(対応について)については、チェックリストの対応する項目を示しております、1-(1)項のように示しております。

事例1) 職業場(執務室)

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- ・席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- ・換気が不十分であった。
- ・複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

(対策について)

- ・普段からマスク装着や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を労働者に周知し、徹底すること。
- ・一人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることとし、席配置を見直すこと。
- ・適切に換気を行うこと。
- ・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数への共用をできる限り回避し、共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。

事例2) 職業場(休憩スペースや社員食堂等)

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したもの。

- (集団感染が発生した原因として考えられるもの)
- ・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
 - ・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
 - ・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

(対策について)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。
- ・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をすること。
- ・休憩スペースへの入退室の前に手洗い又は手搾の消毒をさせること。
- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。

事例3) 職業場外(外勤時や移動時)

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にした労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

- (集団感染が発生した原因として考えられるもの)
- ・集団での活動や生活していたことから感染した。
 - ・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。
 - (対策について)
 - ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けること。
 - ・一チェックリスト対応項目2(1)・1項
 - ・一チェックリスト対応項目3(2)・2項
 - ・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数への共用をできる限り回避し、共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。
 - ・一チェックリスト対応項目3(4)・1項
 - ・一チェックリスト対応項目2(1)・1項

項目	対策	備考
1. 健康手帳、健康管理	○	回復が重複です。
2. 疾患の問い合わせ窓口開設	△	多數の対応困難な疾患開設所
3. 開設の会員登録事務手続きを簡略化	△	開設の会員登録事務手続きを簡略化
4. 会員登録方法	△	会員登録方法
5. 誰でも簡単に使える	△	誰でも簡単に使える
6. 仕事(扶養手帳)	△	扶養手帳
7. 車両(運輸業者)	△	運輸業者
8. 会員登録機器	△	会員登録機器
9. 手洗い	○	手洗い
10. 携帯工具	○	携帯工具
11. 通勤工具	○	通勤工具
12. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
13. 会員登録機器	○	会員登録機器
14. 通勤工具	○	通勤工具
15. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
16. 会員登録機器	○	会員登録機器
17. 通勤工具	○	通勤工具
18. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
19. 会員登録機器	○	会員登録機器
20. 通勤工具	○	通勤工具
21. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
22. 会員登録機器	○	会員登録機器
23. 通勤工具	○	通勤工具
24. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
25. 会員登録機器	○	会員登録機器
26. 通勤工具	○	通勤工具
27. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
28. 会員登録機器	○	会員登録機器
29. 通勤工具	○	通勤工具
30. 休憩室(飲食)	○	休憩室(飲食)
31. 会員登録機器	○	会員登録機器
32. 通勤工具	○	通勤工具

外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくともマスクを着用すること。
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト6について確認してください。
・適切に換気を行うこと。
・外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手摺潤滑液の使用も可）。

→チェックリスト対応項目2 (1) 4項

・日常生活用品の複数人での共用は避けること。

→チェックリスト対応項目3 (6) 5項 (7) 6項

・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。

→チェックリスト対応項目3 (3) 6項

班例4) 施設場外（施設時間外等）
施設で開催された就業時間後の飲み会を端的に集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

・飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。

・近い距離で比較的大きな声で談笑していた。

・会場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

・職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高いまま、「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。

→チェックリスト対応項目1 6項

新規口吻子ルールで感染者発生し、労働者と身近な人の命を守ります。日常生活を見直していく事をめざす。

別紙5

「新しい生活様式」の実践例

職場掲示用

別紙7

別紙6

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。

□会話をする際は、可能な限り正面を避ける。

□外出時や屋内でも会話をするとともに、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくともマスクを着用する。ただし、食事は、熱中症に十分注意する。

□手洗いは必ず手や顔を洗う。

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人との会う際には、体温管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。

□地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を中心とした生活様式

□まめに手洗い・手指消毒器、口咳工チケットの徹底

□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）

□身体的距離の確保

□「3密」の回避（密接、密閉、密閉）

□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行

□年齢の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は必ず自宅で療養

□公共交通機関の利用

□会話を控えるために

□混んでいる時間帯は避けている

□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□待ち場所や乗車前、乗車後、下車後も手洗い

□屋外空間で気持ちよく

□大団は避け、料理は個々に

□座面ではなく横並びで座る

□料理に集中、おしゃべりは控えめに

□お酒、グラスやお猪口の回し飲みは避け

□イベントへの参加

□公園はすいた時間、場所を選ぶ

□筋トレやヨガ方は、十分に人ととの間隔を

□もしくは自宅で動画を活用

□ジョギングは少人数で

□それ違うときは距離をとどめるマナー

□予約制の部屋での長居は無用

□独り部屋での宿泊は、十分な距離がオンライン

□接觸確認アプリの活用を

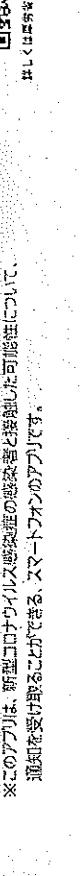
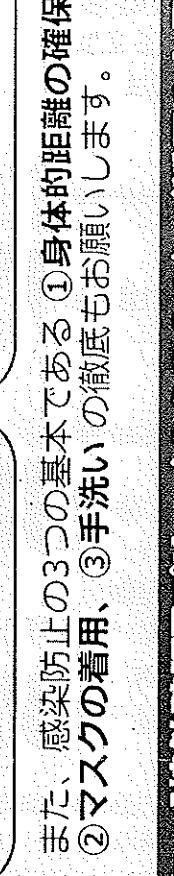
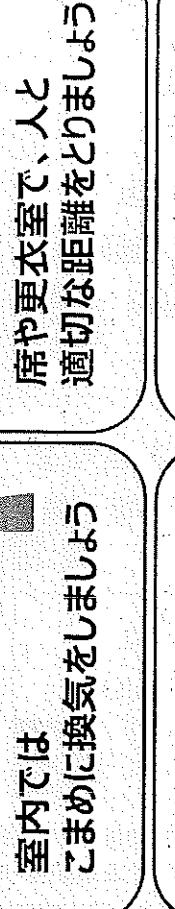
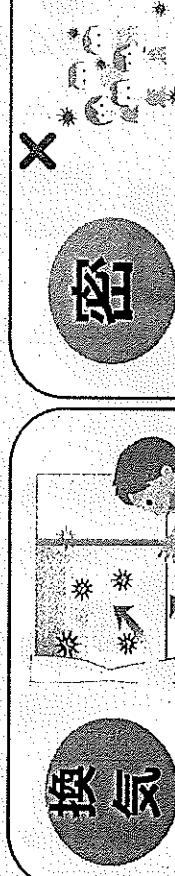
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

□テレワークやローテーション勤務

□口対面での打合せは換気とマスク

□業務ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～職場での感染にご注意ください！～



※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

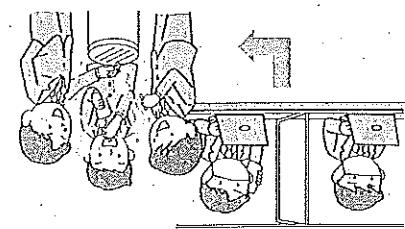
詳しくは該当するサイトへ

※会議室での感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

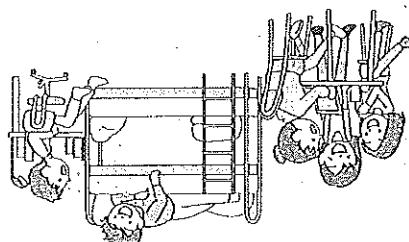
※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

令和2年8月7日版

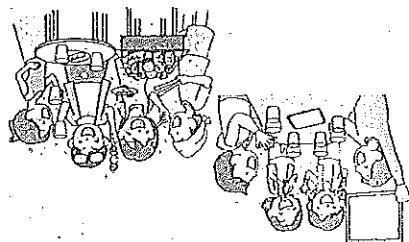
寒冷が場面における新規口呼吸器防止等の手立て



年齢（人）幼少期から高齢期の重複が必要。
状況：暖房所、暖室所、更衣室での準備力強調が主である。
方法：大人の体温調節によるための服や、厚着所用マスク。
備考：温められた状況で年齢差がある。

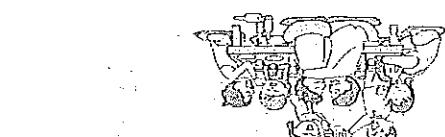


年齢（人）小学校低学年から中学生。
状況：暖房所、暖室所、更衣室での準備力強調が主である。
方法：大人の体温調節によるための服や、厚着所用マスク。
備考：温められた状況で年齢差がある。

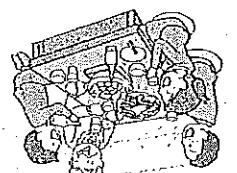


年齢（人）中高生まで。
状況：暖房所、暖室所、更衣室での準備力強調が主である。
方法：大人の体温調節によるための服や、厚着所用マスク。
備考：温められた状況で年齢差がある。

寒い空間での共同生活



大人數や暖房器具による大小の食事
・温め器用具による飲食、例えは湯沸の水を飲む時、温め器用具よりも温め器用具。
・温め器用具による飲食、例えは湯沸の水を飲む時、温め器用具よりも温め器用具。



温め器用具による飲食、例えは湯沸の水を飲む時、温め器用具よりも温め器用具。
・温め器用具による飲食、例えは湯沸の水を飲む時、温め器用具よりも温め器用具。

飲食条件と温め器用具

～商業施設等の管理者の皆さまへ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

／「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎません。人が密集した空間や密接な接触を避けける措置を併せて実施する必要があります。

① 悪の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させて、外気の取り入れ機能がないことに注意してください。

□ 居室の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。

※ 加湿器を併用することも有効です。

□ 居室の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

参考：窓による空調美化を利用するポイント

- ◆ 一方方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温湿度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人が少ない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。



空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。
 - ◆ 人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
 - ◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
- ※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保すること。
 - 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持すること。
- 必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。
- ・ 測定器は、NDIRセンサーが採用やすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。
 - ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
 - ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
 - ・ 測定測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓を開ける際に換気を行なうときに行なう。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定值に応じてるべき行動（窓を開け等）をあらかじめ伝えてください。
 - ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。
- ※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機はエアロソル状態のウィルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることはできないためです。

～取組の5つのポイント～

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳工チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

(職場名)

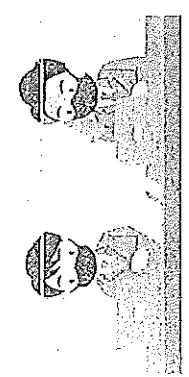
宣言



体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。



休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。



職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。

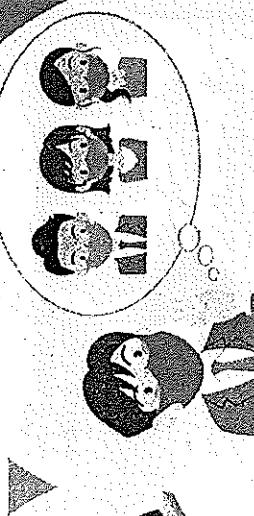
手洗いや手指消毒、咳工チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

(職場名)

一人ひとりの意識が、再びの感染拡大を防ぐことにつながります。

ありがとう!

- 換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさのアクリル板も設置され、混雑していない店を選択。



- 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを適用。

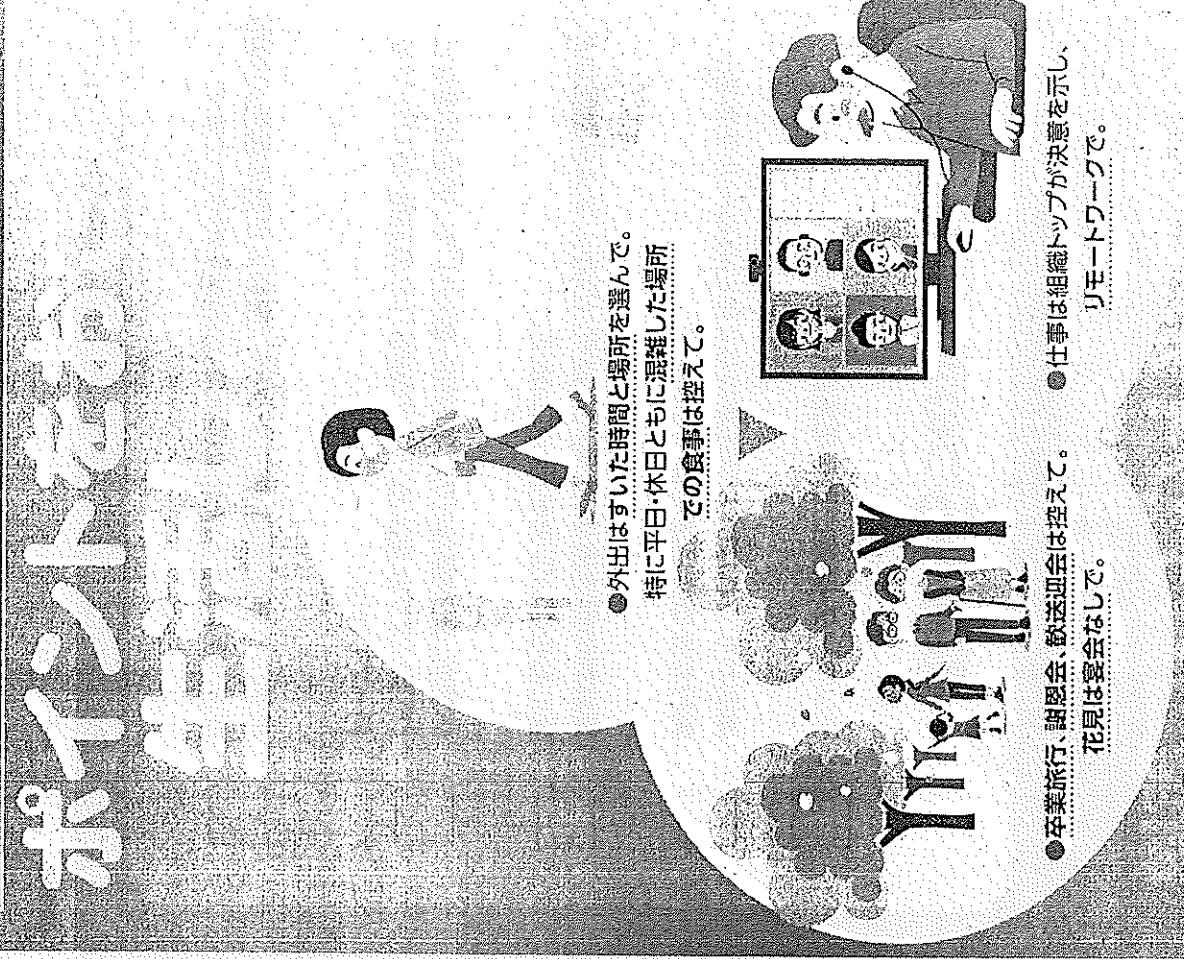


新型コロナウイルス感染症対策推進室



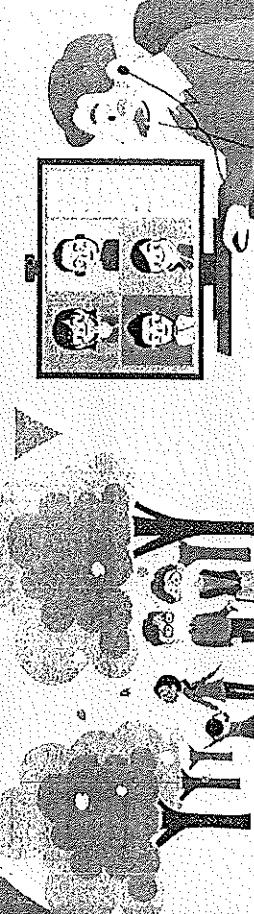
新型コロナウイルス感染症対策推進室

一人ひとりの意識が、再びの感染拡大を防ぐことにつながります。



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる

- 外出はすいた時間と場所を選んで。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。



- 事業旅行・謝恩会・懇親会は控えて。花見は宴会なしで。
- 仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。



新型コロナウイルス感染症対策推進室



新型コロナウイルス感染症対策推進室

日本語を身に付けて世界とつながる

6月26日



日本語を身に付けて世界とつながる

6月26日

日本語を身に付けて世界とつながる

居場所①

日本語を身に付けて世界とつながる

英会話①

日本語を身に付けて世界とつながる

英会話②

日本語を身に付けて世界とつながる

英会話③

日本語を身に付けて世界とつながる

英会話④

5

3

2

1

「5つの場面」の書き込み

別紙16

別紙15

「5つの場面」に気をつけよう

別紙16

別紙17

AtWorld © Chiyoda Future Media, Inc. www.atworld.jp

新型コロナウイルス
感染症対策推進室

Keep
safe for
the world

内閣
官房

内閣
官房



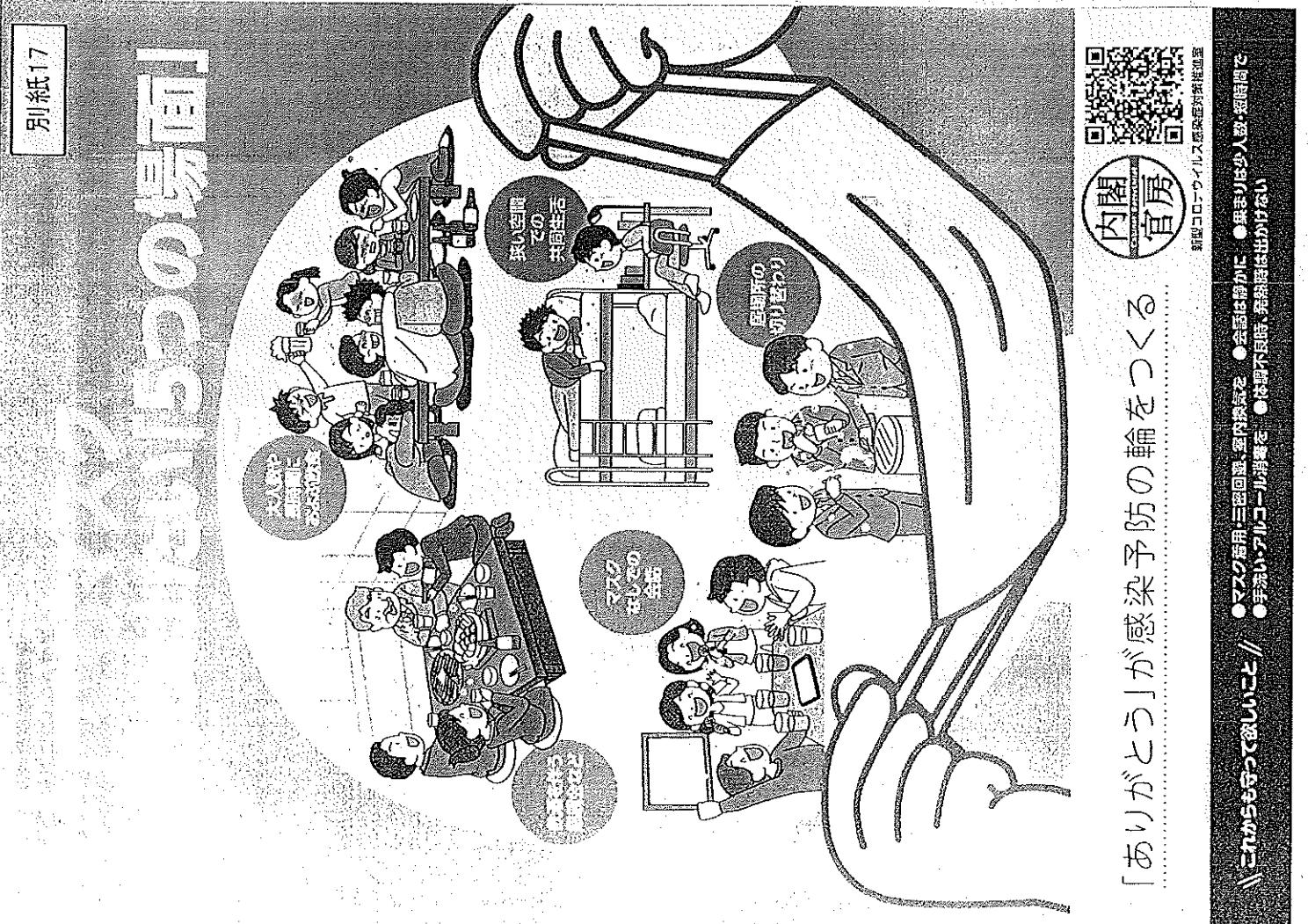
～感染リスクを下げるから会食を楽しむ方法～

- 少人数で、明暗側で2なるべく離れて一緒にいる人と話す時は、はしご酒はひかり、適度な距離で話す。
- 座る時は、お互いの正面から距離を避け、斜め前方に座る。
- 座食する時はマスクを外し、全席の際にはマスクを着けて

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室

- マスク着用・三密回避、室内換気を
- 会話を控かに
- 咳までは少人数・短時間で
- 手洗い・アルコール消毒を
- 体温不正常時、発熱時は出かけない



新型コロナウイルス感染症対策推進室

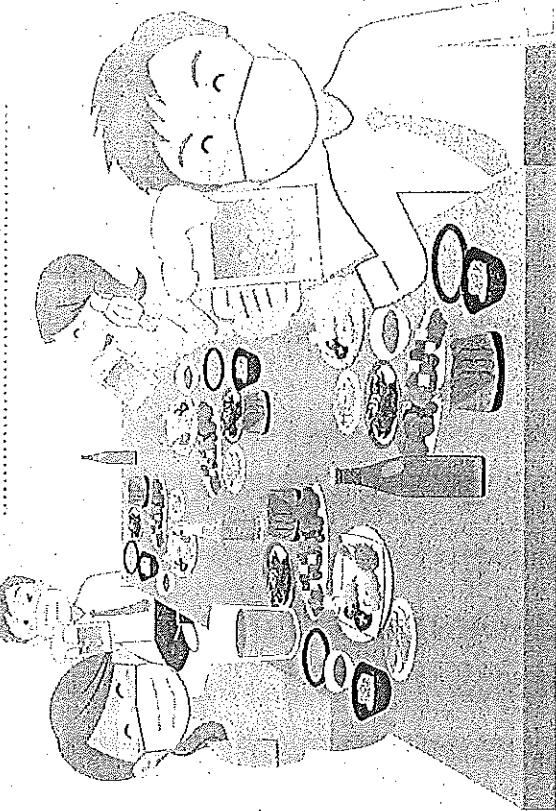
冬のコロナ対策へ ご協力をお願いします

「マスクの着用」「密の回避」「手洗い・消毒」
基本的に感染症対策を徹底します。

「静かなマスク会食」をお願いします

会話の際には

マスクを着用しよう！



いつでもマスク
気を付たい5つの場面】

新型コロナウイルス
感染症対策推進室



○ 厚生労働省

厚労省

「マスク会食」と やつて飲じいこと

- ①少人数・短時間で
- ②なるべく普段一緒にいる人と
- ③深酒・はしご酒はひかえ、適度な酒量で
箸やコップは使いまわさず、
一人ひとりで

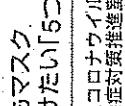
座る時は、お互いの正面や
真横を避け、斜め向かいに

飲食する時だけマスクを外し、
会話の際にはマスクを着けて



○ 厚生労働省

厚労省



○ 厚生労働省

厚労省



○ 厚生労働省

厚労省



○ 厚生労働省

厚労省

職場の新型コロナウイルス感染症対策 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本での労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することが最も重要です。

外国人労働者の皆さんのが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染拡大対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんのが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

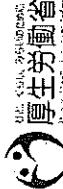
事業主の皆さんには、外国人労働者への教育やミニーテイリングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ミャンマー語、タイ語、ペトナム語、インドネシア語、カンボジア語、（やさしい日本語版）もあります。

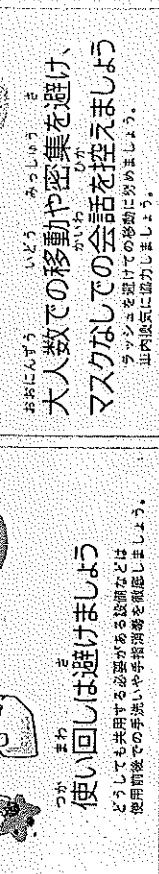
各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
(厚生労働省ウェブサイト内)

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

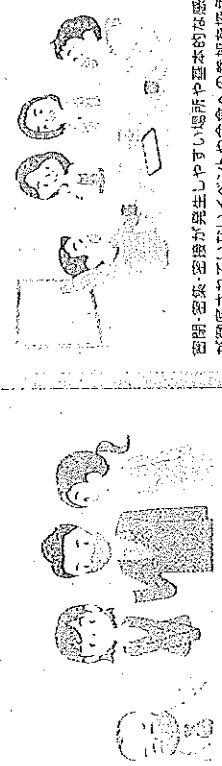
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「職場」での感染拡大防止ポイント

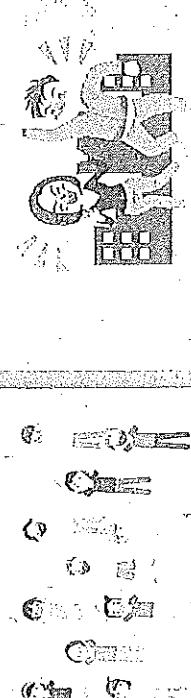


本調査が悪いときは上司に相談しましょう。

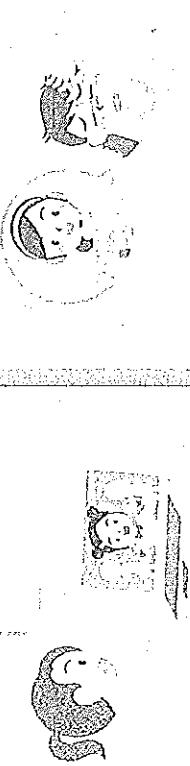


密閉・密集・密接が発生しやすい場所や会食への参加を控えること。
特に、多数の人人が密集しがち・大声等の発生を伴う行事、
パーティ一年への参加は控えること。

体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。



街頭や飲食店での大盛までは深夜にわたらぬ飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の宗教的・文化的特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。



イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。

新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に因して緊急時がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

必要に応じて、家族で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室

厚生労働省

厚生労働省

■ 各都道府県の相談窓口（医療機関への受診に関する疑問）

- <https://www.covid19-info.jp/area-ip.html>
- <https://www.covid19-info.jp/area-en.html>
- <https://www.covid19-info.jp/area-pt.html>
- <https://www.covid19-info.jp/area-cs.html>
- <https://www.covid19-info.jp/area-kr.html>
- <https://www.covid19-info.jp/area-ct.html>

■ 厚生労働省電話相談窓口（発生状況、全般に関する疑問）

0120-565-653 (9:00~21:00)

対応言語 English, 中文 (Chinese), 한국어 (Korean), Português (Portuguese), Español (Spanish), ภาษาไทย (Thai), Tiếng Việt (Vietnamese)

■ 外国人在留支援センター（FRESC）（出入国在留管理庁）

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

■ 外国人生活支援ポータルサイト
各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。

トップページ: <http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

「あれがどう」が感染予防の輪をつくる

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県
保健所設置市
各
特別区

衛生主管部(局)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条
に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いを下記のとおり取りまとめましたので、その運用に当たつて御留意いただきますようお願いします。

参考：本事務連絡の概要>
 ・ 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないと（解除時のPCR検査は必須ではないこと）。
 ・ 就業制限解除の確認を求められた場合には、就業制限の解除の基準を満たすこと又は宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したこと。
 ・ 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始する職場等に証明を提出する必要はないこと。

記

- (1) 宿泊療養又は自宅療養における就業制限の解除について
 - 就業制限の解除には、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準（解）を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないと（解除時のPCR検査は必須ではないこと）。

※ 1 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に係る宿泊療養及び自宅療養を解除するうえに自治体における好意に向けた判断について」（令和2年4月21日付事務連絡）

- 原則として、退院条件と同様の条件により、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。
 - ※ 退院については、在院の軽快が確認されてから、24時間後にPCR検査を実施し、陰性化が確認された場合には、当該検査に係る検体が採取から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査で陰性が確認された場合に、退院可能となる。
 - ただし、宿泊療養中又は自宅療養中の感染者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重病者に対する医療体制に支障が生じるおそれがある場合においては、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することとする。その際、当該14日間は、保健所（又は保健師が委託した者）が他床観察を実施し、症状に大きな変化がある場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。

(2) 就業制限解除の確認及び証明について

- 感染症法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者はその保健所から、就業制限の対象者ではなくったことの確認を求められた場合には、当該地域の状況に応じて、以下のいずれかに該当する旨を確認することとする。
 - ① 就業制限解除の基準を満たすこと（症状の軽快が確認されてから（無症状病原体保有者については陽性の確認から）24時間後にPCR検査を実施し、陰性化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施して2回連続でPCR検査での陰性が確認されたこと）
 - ② 宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したこと

- なお、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始する

※「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の内容について、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係団体等に周知・対応をお願いするものです。

に当たり、職場等に証明を提出する必要はない。本取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも通知している。（※2）

※2 「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」⑩その他（職場での稼働せ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）（問6）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kenkaidiryoku/denkuei/furu-kei/000007.html>

く検査結果の漏洩について>

問6) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。
 答6) 現在、PCR検査は、「医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合には実施しています。そのため、医師や自治体に「PCR検査が必要と判断されいない労働者について、事業者等からの依頼により、各種調査がされることはあります。」
 また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健診状態の確認を経て、入院・専門機関等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求にはお控えいただかよう、お願いします。
 なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、検査者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もかなり得ます。

(参考) 令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する医療体制に関する留意点(改訂版)」について（そのア）（厚生労働省新型コロナウイルス感染症承認作成本部）
 ①についてのQ&A！ 2. 帰国者・接触者外於について (20)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kenkaidiryoku/denkuei/furu-kei/000007.html>

以上

事務連絡
令和3年2月12日

各都道府県知事 殿

各省担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

平素から新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。
 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）については、第204回国会（通常国会）において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行されます。改正法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。当該規定の具体的な内容は別添のとおりです。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係団体等に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的取扱い等を防止するため、迅速かつ的確に対策・措置等を講じるべく、その運用に遺漏なく対応してくださいとお願いします。

以上

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
 相当者：ハ並原、田友、地原、食田、北村、岩原、山口、石岡
 TEL：03-6251-1309
 MAIL：ren.yasuhara@bousai.mhlw.go.jp
 yoshioka.tomo@bousai.mhlw.go.jp
 shirohara.takumi@bousai.mhlw.go.jp
 daishi.iwamura@bousai.mhlw.go.jp
 nishio@bousai.mhlw.go.jp
 takemoto.yuki@bousai.mhlw.go.jp
 takeda.iichiro@bousai.mhlw.go.jp

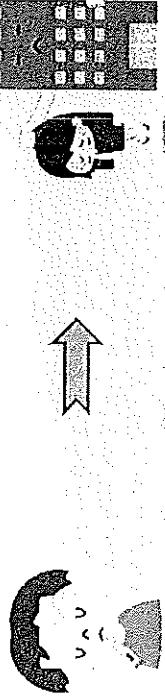
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定が設けられました！

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

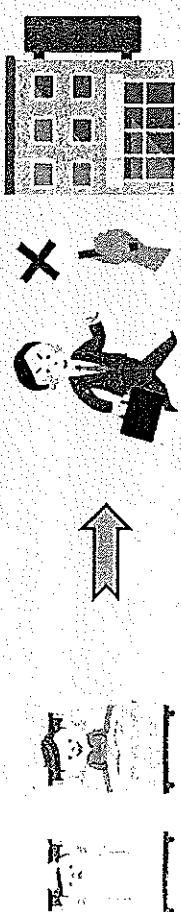
新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告
されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

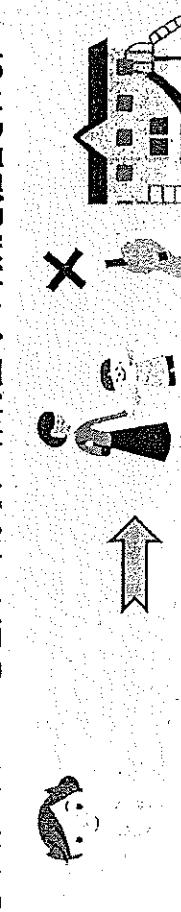
(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



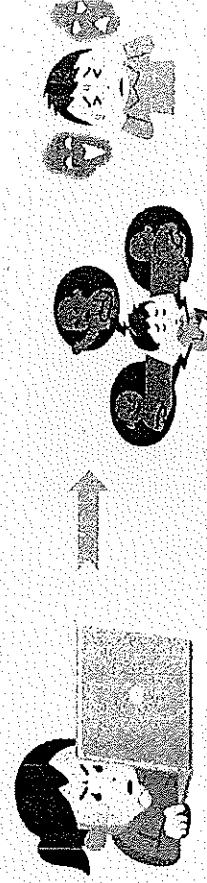
(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



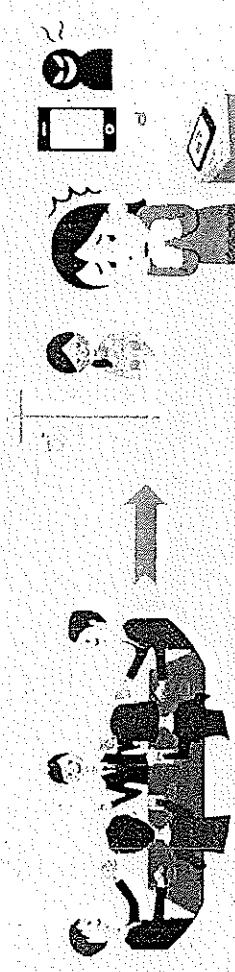
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）（抄）
(知識の普及等)

第13条

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれがあることなどを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他の者と同一の集団に属する者（以下この項において「新規型インフルエンザ等患者等」という。）の人の権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けないよう努めるため、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに情報発信活動を行うものとする。
一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不當な差別的取扱い、
二 新型インフルエンザ等患者等の名前又は信用を毀損する行為、
三 前二号に掲げるもののほか、

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であつたことを理由とする不當な差別的取扱い、
二 新型インフルエンザ等患者等の名前又は信用を毀損する行為、
三 前二号に掲げるもののほか、

国や地方自治体、民間団体などは、偏見・差別等の防止に向けた普及啓発、相談受付を実施しています。

普及啓発

(法務省)

法務大臣からのメッセージ、新型コロナと人権に関する座談会 等
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

(文部科学省)

文部科学大臣からのメッセージ、新型コロナ“差別・偏見をなくそう”プロジェクト 等
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.htm

(厚生労働省)

医療従事者、感染者等に対する差別・偏見をなくすための「広がれありがとう」プロジェクト 等
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-ryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_6

※この他、民間団体等でも様々な取組が行われています。

相談窓口

(法務省)

人権相談窓口における相談受付
<http://www.moj.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

(文部科学省)

児童生徒からのSNS等を活用した相談受付
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1401926.htm

(民間団体による相談受付)

(法テラス) <https://www.houterasu.or.jp/news/saigaikanren/houterasu-korona.html>
(日弁連) <https://www.nichibenren.or.jp/news/2020/topic2.htm>

(セーフアーネット協会) <https://www.saferinternet.or.jp/>

※この他、相談受付を行っている地方自治体等もあります。

国や地方自治体は、さらには以下の取組も進め、偏見・差別のない社会を目指します。

新型コロナ患者等への差別的取扱い等の実態把握、情報の収集や供

- ・ ホームページやSNS、政府広報等により、新型コロナに関する基本情報や感染予防対策、偏見・差別防止に向けた情報発信を強化します。

- ・ 内閣官房ホームページ(corona.go.jp)において、地方自治体や関係団体等の取り扱いの事例を発信します。

- ・ 内閣官房ホームページ(corona.go.jp)において、新型コロナに関する差別的な取扱いの事例を発信し、悪質な行為の法的効果を周知します。

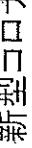
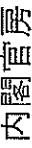
- ・ 新型コロナ患者等に対する相談支援


- ・ 関係機関の職員研修等において、専門家からの新型コロナに関する正しい知識や、対応窓口や地方自治体の取組等を周知します。
- ・ 地方自治体の相談体制の構築を国が支援します。


※これらの取組については、以下をご覧ください。
『偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論まとめ』
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/gaiyou_henkensabetsu_torikumi.pdf



内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室
<https://corona.go.jp/>



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールを始めましょう。

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

自分をまちり、大切な人をまちり、
地域と社会をまちるために、
接種証明アプリをインストールしましょう。



接種確認認証アプリ (略称:COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application

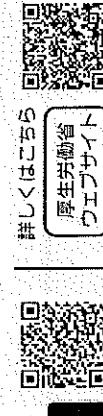
接種確認認証アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

*画面イメージ

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥース)を利用して、お互いに分からないようトラブルバーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを受けることができます。利用者が陽性者と増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けられます。



Androidの方はこちら



iPhoneの方はこちら



厚生労働省

ウェブサイト

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報処理技術(TT)総合戦略室

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくことありません。

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者が本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥース)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアリケーション・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けられます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥース)を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態(概ね1メートル以内で15分以上)を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることではなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 因人物情報が収集されることはないですか。

氏名、電話番号、メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあつた場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境(ガラスや窓や壁など)、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態があつた場合に、通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者、接触者、接觸者外来等の連絡先が表示され、検査の受診方が案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐになりますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐには通知されない場合があります。なお、アプリの設定で通知をONにしていただくと、通知があつた場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断された方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができますか。

陽性者と診断された場合には、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただいたことで、あなたと接觸した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 阳性者の接觸の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

別紙26

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における
衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご利用ください。
※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に關すること
 - (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
 - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
 - (3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。
※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に基づいて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に關すること
 - 1 労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指云に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になつた場合の対応に關すること
 - 職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
 - (1) 消毒を行う箇所
 - ① 陽性者等の執務室パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基準発令第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」（以下「通知」といいます。）に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

1 医療従事者等の事例（通知記の2の（1）ア）

【考え方：医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

事例1）医師

A医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

事例2）看護師

B看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

事例3）介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

事例4）理学療法士

D理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内にて新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接觸座があったD理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

明らかではなかつたことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であつて感染経路が特定された場合の事例（通知記の2の（1）イ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

事例5）飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。
以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

事例6）建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんにについては当該同僚以外の感染者との接觸は確認されなかつた。
以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であつて感染経路が特定されない場合の事例(通知・記の 2の(1)のウ)

【考え方：感染経路が特定されない場合であつても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に從事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

事例7) 小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウィルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかつたが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行つていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接觸感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウィルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接觸が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されるこれから、支給決定された。

事例8) タクシードライバー

タクシードライバーHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現在したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウィルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかつたが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行つていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められた。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウィルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接觸が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されるこれから、支給決定された。